



鯖江市 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号
(市役所農林政策課内)

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp
http://www.city.sabae.fukui.jp

伝統野菜 川島ごぼうを 復活させよう!



北中山小学校児童作
川島ごぼうキャラクター
「川島ゴッポー」



もくじ

- 農業委員会制度が変わります…………… 2
- いきいき地域営農サポート事業について…………… 2
- ふくい園芸カレッジ紹介…………… 3
- 平成29年度鯖江市の主な農政関係事業について…………… 4
- 農地法事務の取り扱い基準…………… 5
- 農業者年金の紹介…………… 6
- 農地中間管理事業をご活用ください…………… 6
- 農地賃借料・農作業標準料金のお知らせ…………… 7
- さばえ菜花まつりのお知らせ…………… 8
- 農政カレンダー・編集後記…………… 8

伝統野菜「川島ごぼう」の特産化を目指して

鯖江市東部の川島町では、農地整備が始まった昭和初期頃より、砂まじりの土壌や三里山の麓の風土を生かして、太くてやわらかく味の良いごぼうが栽培され「川島ごぼう」として親しまれていましたが、農家の高齢化等により生産は衰退していきました。

そこで、地元の伝統野菜を後世に伝えようと、昨年2月、北中山まちづくり委員会の中に「川島ごぼう研究会」が発足し、14人のメンバーで活動が始まりました。

ごぼうの復活に向けて、会員が所有する試験栽培用の約50坪の畑で、3月には掘りおこし作業、4月には播種を行いました。そして11月には初出荷が行われ、市内Aコープ2店舗のみで限定販売されました。

春から2年目を迎える川島ごぼう研究会。新たなチャレンジはまだ続きます。



農業委員会制度が変わります



農業委員の選出方法が変わります。

従来、選挙による選出と、議会や農協・土地改良区からの推薦により選任の併用制でしたが、法改正により、農業者、農業団体等からの推薦および農業者等からの応募により選出された候補者から、市議会の同意を得て市長が任命することとなりました。

今回の改正により、農業委員会委員選挙人名簿の調製は行わないこととなりました。



農業委員の構成に条件が付されました。

- 農業委員の過半数を認定農業者等としなければなりません。
- 農業分野以外の者の意見を反映させるため、農業委員会の所掌事項について利害関係を有しない者を含めなければなりません。
- 青年・女性の積極的な登用を促進し、年齢・性別等に著しい偏りがないように配慮しなければなりません。

※認定農業者等とは、認定農業者、認定農業者の耕作に従事する親族や法人・集落営農組織等の役員、人・農地プランで担い手として位置づけられている農業者をいいます。



農業委員会の業務が重点化されます。

農地転用許可など法律の定めにより農業委員会の所掌として規定されている事務に加えて、農地等の利用の最適化を推進する事項を加え、最も重要な事務として位置づけられました。

(必須事務)

- ①農地法等により規定された所掌事務（農地転用許可等）
- ②担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

(任意事務)

- ③法人化その他農業経営の合理化
- ④農業一般に関する調査および情報提供
- ⑤農地等の利用の最適化に関する施策について、改善意見を提出

いきいき地域営農サポート事業

小区画農地における農作業の応援

委託農家から依頼のあった1筆あたり20アール未満の圃場で、アグリサポーターが次の作業を受託し、代行した場合、市から助成金を交付します。

作業内容	農地面積	助成金額	対象作物
耕起・整地作業	10アール当たり	2,000円以内	水稻・そば・麦・大豆など
田植・播種作業	10アール当たり	1,000円以内	水稻のみ
収穫・脱穀作業	10アール当たり	2,000円以内	水稻・そば・麦・大豆など
畦畔草刈作業	10アール当たり	1,500円以内	水稻・そば・麦・大豆など
全作業の実施	10アール当たり	10,000円以内	水稻のみ

- ※助成金額は、県内同額単価となります。
- ※畦畔草刈作業は1回あたりの助成金とし、同一圃場での回数の上限は4回です。
- 【例】4回草刈 1回1,500円×4回6,000円
- ※保安全管理および水張り転作、利用権設定の水田は、助成の対象外です。
- ※委託農家とアグリサポーターの作業受委託合意が必要です。



「ふくい園芸カレッジ」 研修生を募集しています。



新規就農コース

農業の実践力を養成します

就農をめざす研修生が園芸ハウスや畑を管理し、種まきから、収穫、販売までの実践的な技能研修を実施します。

これからの農業に必要な知識が習得できます

経営戦略、6次産業化、販売開拓など、経営を発展させていくために必要な知識が習得できるカリキュラムです。

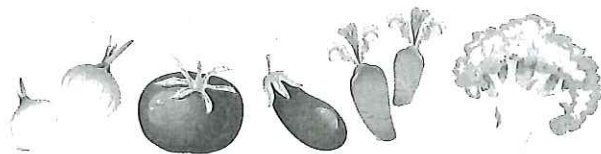
定員	30名
対象者	福井県で新たに園芸部門での新規就農を目指す方
期間	最大2年間
受講料	無料※1
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生が専用の園芸ハウスと畑※2を管理 ○ 生産から販売まで独立採算で模擬経営 ○ 技術習得研修、農業機械研修、コミュニケーション研修

※1 テキスト代、肥料農薬費等は実費ですが、生産物の販売代金は研修生に帰属します。

※2 お一人、園芸用ハウスは1棟(180m²) および露地畑は10a。適宜調整しております。

プラス園芸コース

水稻農家や集落営農組織で新たに園芸に取り組む方を対象に、約4ヶ月、土曜日を中心に全8回の栽培実習や基礎知識が学べるカリキュラムです。



定員	前期:35名 / 後期:35名
対象者	福井県内の水稻農家、集落営農組織で新たに園芸に取り組む方
期間	4ヶ月(8回)
受講料	8千円
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同のハウスと圃場を使った県推進品目の栽培実習(栽培品目:トマト、キャベツ、ブロッコリー、ネギなど) ○ 技術習得研修(野菜栽培の基礎、出荷販売の基礎)

平成29年度

「ふくい園芸カレッジ」研修生募集中!

新規就農コース

定員 30名

※申込み締切り3月31日

※随時、見学も受け入れております
(日時は要調整)

プラス園芸コース

定員 前期(平成29年4月~7月) 35名

※申込み締切り 3月31日

後期(平成29年7月~30年1月) 35名

※申込み締切り 6月30日

【資料請求・問い合わせ】 福井県地域農業課 ☎0776-20-0433

(ふくい園芸カレッジ 所在地 あわら市井江葎50-8)

平成29年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について

基本方針	事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
担い手育成	ネクストファーマ・経営継承支援事業	農地を持たない人でも本格的な就農支援により意欲ある多様な農業担い手育成を図る。	講習会受講料補助 補助率1/2 限度額20,000円 条件整備補助 補助率1/2 限度額250,000円	1,020
		新たに園芸に取り組もうとする者に、早期に安定した園芸経営が定着するように支援。	機材購入費、農地盛土経費補助 補助率1/3 限度額150千円 就農地被害防止施設設置費補助 補助率1/3 限度額50千円 土壌改良等の生産体制整備補助 補助率1/2 限度額100千円	
		新たに園芸に取り組もうとする者が、取組前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進する。	園芸への参入を希望する者が作物を1作、栽培し生産物を販売することで栽培技術を習得し園芸経営を体験することを目的に園芸ハウスを確保し、希望者が試行的に野菜栽培に取り組む機会を提供する。	
〃	担い手への農地集積推進事業	高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中で、集落等での話し合いを通じた合意形成により、中心となる農業経営体への農地集積等を推進する。	・集落等での説明会と話し合いの推進 ・農地集積協力金の交付	10,000
〃	農業生産法人促進支援事業	拡充 経営基盤を安定させるため、集落営農の組織化、集落営農組織等の法人化を支援	組織化および法人化に際しての事務費等を支援	1,400
農林産物の生産振興	地域営農再生推進事業	拡充 加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い生産麦・大豆に助成し、水稲以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。	麦・大豆・そばの団地による作付5,500円/10a、良質大豆助成3円/kg、加工用米3,500円/10a、周年作の大豆作付6,000円/10a、景観用作物4,000円/10a、そば作付2,000円/10a、特産品作付10,000円/10a	36,485
〃	さばえブランド菜花米支援事業	特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料 5,000円/10a 無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 1,000円/10aを限度とする。	13,600
		さばえ菜花米のブランド化に向けた事業	菜花米食味値アップ試験 200千円 さばえ菜花米品質向上機器等にかかる経費の助成 800千円 さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 4,000円/10a上限 さばえ菜花米の圃場の土壌分析 120千円 さばえ菜花米作付助成 5,000円/10a	
		さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円	
〃	さばえエコ農業支援対策事業	拡充 化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。	<農業振興地域内農用地> 取組み内容によって補助単価が異なる。 8,000円/10a 3,000円/10aなど	9,810
〃	水田園芸産地育成促進事業	①水田農業大規模化・園芸導入事業	認定農家や集落組織等による大規模園芸生産にかかる経費を助成	531
〃	地場産園芸振興事業	拡充 ①園芸特産物振興事業 ②地場産園芸ハウス設置支援事業 ③園芸ハウス等機能リフレッシュ支援事業	①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等 ②小規模ハウス等の設置にかかる経費を助成 ③老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成	8,999
鯖江ブランドづくり	さばえブランド特産物支援事業	6次産業化チャレンジ支援事業	市内農産物の加工品開発および販路開拓に取り組む事業を支援	1,200
食育・地産地消の推進	元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	さばえの食文化交流事業、ふるさと鯖江の料理を楽しむ会、食と健康・福祉フェア、味覚の授業・うま味の授業等の開催	3,148
市民の憩いの場としての里山環境の保全	鳥獣害のない里づくり推進センター事業	・人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業 ・里山放牧保全推進事業 ・さばえのけもの料理提案事業	・さばえのけものアカデミー、対策地域の情報交換会等の開催 ・山ざわに牛放牧による対策の委託 ・ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発	7,500
〃	有害鳥獣駆除事業	農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する	・有害鳥獣捕獲委託等 ・電気柵設置への助成	4,795
快適で魅力ある農村づくり	多面的機能支払交付金	拡充 地域共同による農地、農業用施設等の資源の日常的な保全管理活動を支援し集落を支える体制の強化を図る。また、農業用施設等をストックマネジメント手法を活用した補修、更新等の長寿命化のための活動および水質や土壌等の高度な保全活動を支援し安定した食料供給に貢献する。	・農地維持支払：53,172千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払：28,168千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化：69,620千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設保全管理事業：2,200千円 田2,200円/10a	153,160

農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用するには第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

① 許可がおりるまでの流れ（3条の流れは点線、4・5条の流れは実線）

毎月	10日	18日頃	28日頃	30日頃	5日頃	12日頃	21日頃	22日頃
	閉庁日の場合は、 前の開庁日							
市農業委員会	受付（締切）	審査期間	農地調整部会	総会	許可書発行	（諮問手続）		許可書発行
県農業会議					受理	小委員会	現地調査	審査
							常任会議	（答申）

農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は3週間です。（一定の要件に該当する場合には5週間となります。）

農地法第3条許可書発行までの標準日数は3週間です。

10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※・5条申請で、申請地が農振農用地や第一種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000m²を超える場合には福井県農業会議の意見を聴取する必要があるため標準日数は5週間となります。

② 農地法第4・5条の許可の基準（一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。）

一般基準・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

立地基準・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
 - ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
 - ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

③ 農地法第3条の許可の基準（下記の要件を満たしているかどうか審査します。）

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。（全部効率要件）
- 権利取得後の経営面積が50a以上になっているか。（北中山40a、河和田30a）（下限面積要件）
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。（常時従事要件）

④ 必要な書類・・・申請書提出と同時に必要な書類があります。

〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書
- 水稲共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。（直通53-2234）



農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？
年金は家族一人ひとりが必要で、準備することが大切です！
農業者年金は、農業者の老後をサポートします。
農業経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします！！

○加入できる方は？

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

○特徴は？

- ①積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証月です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確認しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。



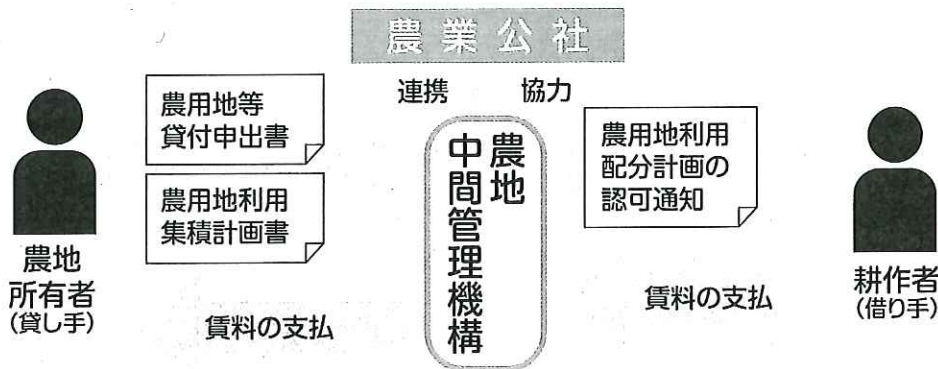
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 所有する全ての農地を一括して機構に貸し付けることで農地の固定資産税が3年間(貸し付け期間が15年以上なら5年間)半減されます。
- 賃料が確実に入り、条件を満たせば「機構集積協力金」がもらえます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受け取ることができます。

平成29年度 農地賃借料のお知らせ

【田(水稻)の部】

平成28年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料(10アールあたり)は、次のとおりです。(単位 円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額
鯖江	12,929	13,274	5,000
新横江	13,560	16,343	3,000
神明	12,649	14,500	7,250
中河	13,796	20,000	5,000
片上	13,290	14,500	13,274
立待	13,577	14,500	8,000
吉川	13,512	14,500	3,960
豊	13,134	14,500	5,000
北中山	13,182	14,500	5,000
河和田	12,230	14,500	8,000
(参考)鯖江市平均	13,346		

備考 賃借料が米で物納の場合、米の価格は平成28年産米の相対取引価格(平成28年9月末)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。

また「(参考)鯖江市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。

注) 上記のデータには、使用貸借による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるもの、および特殊な事情等により著しく異なるものを除いています。

なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

平成29年度 農作業料金の標準額(目安)についてのお知らせ

(単位 円/10a)

作業区分	標準料金(税込み)	適用(追加料金は税抜きで表示)	
水 稲	荒耕	7,000	
	あぜぬり	42	1メートルあたり
	代かき	8,100	
	田植え	8,600	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。(肥料代別)
	直播(条播)	7,000	施肥田植機(種・肥料代別)
	防除	1,337	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	稲刈り	17,000	コンバイン使用(※生籾運搬は別途)
	秋おこし	7,000	
大 麦	乾燥・調製	1,296	60kgあたり(水分18%まで1,000円、18%以上1%増すごとに80円加算)
	耕起・播種	7,400	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10aあたり1,000円増しとなります。
	溝掘	4,000	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,337	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
大 豆	収穫	14,040	団地化されている場合は、10aあたり3,000円引きとなります。
	耕起・播種	7,400	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10aあたり1,000円増しとなります。
	溝掘	4,000	ロータリートレンチャー使用
	防除	1,080	ブームスプレーヤー使用
	収穫	14,040	
蕎 麦	培土	4,100	1回の作業につき
	耕起・播種	10,000	
	溝掘	3,800	
	収穫	11,880	

備考 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定していますので、小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。1区画30a未満の圃場の場合は標準料金に5~30%加算となります。



鯖江市の新しい春の風物詩



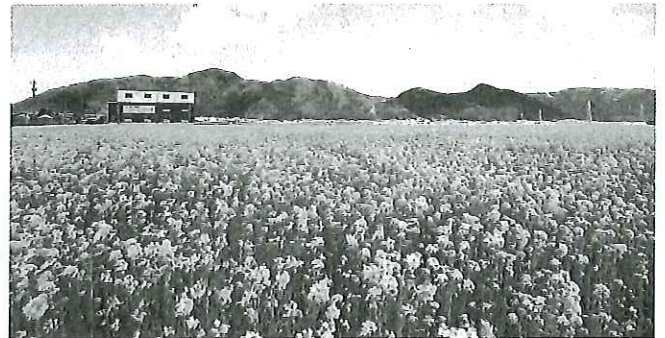
鯖江市では現在ブランド化を目指している「さばえ菜花」を多くの方に見て食べて楽しんでいただき、早春の桜、晩春のつじに並ぶ陽春の「さばえ菜花」を鯖江春の3大花物語として春の風物詩となるよう平成21年から毎年4月中旬に「さばえ菜花まつり」を日野川河川敷(鯖江中学校西側)で開催していました。

「さばえ菜花まつり」の来場者は年々増加しており、昨年は約1万1千人の老若男女が美しい「さばえ菜花」の風景を眺めに訪れました。

今年の「さばえ菜花まつり」の開催日は、4月8日(土)、9日(日)の2日間で、例年より美しい「さばえ菜花」を来場者の方々に楽しんでもらうため、鯖江市舟枝町の(農)エコファーム舟枝周辺に会場を移して行います。

(農)エコファーム舟枝では、景観としてさばえ菜花を育て、4月中旬にさばえ菜花をすき込みした圃場で田植えをして「さばえ菜花米」を生産しています。

また、当日は菜花迷路や菜花摘みなどのイベントや「さばえ菜花」・「さばえ菜花米」の料理やスイーツのお店が多くオープンする予定ですので皆様もこの機会に鯖江市の新しい春の風物詩を味わいにお越しください。



平成29年 農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

- 4月 8・9日 さばえ菜花まつり (舟枝町)
- 28日 農業委員会第4回総会
- 5月 29日 農業委員会第5回総会
- 6月 28日 農業委員会第6回総会
- 7月 28日 農業委員会第7回総会
- 31日 農業委員会委員改選
- 8月 1日 農業委員会臨時総会
- 29日 農業委員会第8回総会
- 9月 28日 農業委員会第9回総会

編集後記

今年度、記憶に新しいニュースといえばTPP協定の米国永久離脱表明です。

国会では、12月9日に参議院本会議で採決がとられ、賛成多数でTPP協定および関連法案の承認が可決されておりましたが、米国のトランプ大統領が1月23日に「アメリカがTPP交渉から永久に離脱することを指示する」との大統領令に署名したことで、法律施行の見通しが不明確となりました。

米国に対して、日本は今後も粘り強く交渉を続けていくとのことでしたが、農業者の皆様にとっては米の直接支払い交付金の廃止なども含め、大きく変遷する農業情勢に不安が募っていることと思います。

農業委員会としましても、皆様が安心して農業経営に取り組めるよう、努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。